

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

指定番号	
事業所名	

略号	普通徴収への切替理由（下記４項目以外の理由は不可）	人 数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の５月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

総括表
 個人別明細書
 (特別徴収分)
 切替理由書兼仕切紙
 個人別明細書
 (切替理由書記載分)

[illegible]

兵庫県と県内すべての市町は、個人住民税の特別徴収を徹底しています。
給与受給者の個人住民税は、特別徴収で納めてください。

- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業者（給与支払者）の方に義務付けられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業者の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

個人住民税の特別徴収Q & A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与受給者（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

これまででも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付を正したいただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業者の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
個人住民税の計算は市町が行い、給与受給者ごとの住民税額を各市町から通知します。
なお、給与受給者が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 給与受給者にメリットはあるの？

A ①給と受給者が納付の度に金融機関へ出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。

給与支払報告書は給与受給者の1月1日現在
(退職者の場合は退職日現在)における住所地の市区町村に1月31日
までに提出してください。

⑦ 給与支払報告書（総括表）

伊丹市長 宛 令和 年 月 日提出

※下記の名称・所在地に変更がある場合は赤字で修正してください。

フリガナ		事業種目		
給与支払者の 名称又は氏名		総従業員数	人	
フリガナ		伊丹市への報告人員		
給与支払者の 所 在 地	〒	① 特 別 徴 収	人	
左記住所が送 付先と異なる 場合は右欄に 記入してくだ さい。	送付先 〒	普 通 徴 収	② 退 職 分	
給与支払者が法 人である場合の 代表者の氏名	注)送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入		③ ②を除く 乙 欄 分	人
			④ ②、③を除く 退職予定 少額、不定期等	人
連絡者の氏名 及び所属課係 名並びに電話 番号	課 係 氏名	計	人	
会計事務所等 の名称・電話 番号	電話 - - 内線()	①+②+③+④	人	
		特別徴収納入書 (記入がない場合は (要)とします。)	要・不要	

特別徴収の対象者は、令和6年中に給与の支払を受け、令和7年4月1日
において給与の支払を受けている見込みがある方です。

普通徴収の対象者は、下記a～dのいずれかに該当する方です。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
 - b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払が不定期な方
 - d 他の事業者から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）
- ※ アルバイト、パートだからという理由で普通徴収となるものではありません。

a～dの普通徴収理由に
該当する方がいる場合

給与支払報告書を提出する際に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」（本紙）を添付
のうえ、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に略号を記載してください。

<提出時の綴り方>

提出時の綴り方:

- 総括表
- 個人別明細書 (特別徴収分)
- 切替理由書兼仕切紙
- 個人別明細書 (切替理由書記載分)

普通徴収切替理由書 (兼 仕切紙)

市・町・区・長 宛て

指定番号

事業所名

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由 (下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方	人
b	給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他の事業者から支給される給与から特別徴収されている方 (乙欄)	人
普通徴収合計人数		0人

摘要欄に該当する略号を必ず記載してください!

給与支払報告書 (個人別明細書) 【表紙】

7 市区区分

住所

支払金額

給与所得控除後の金額

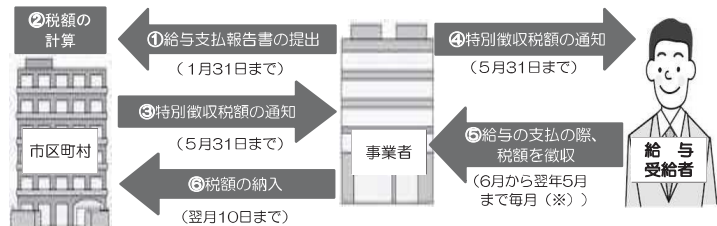
所得控除の額の合計額

源泉徴収税額

令和7年3月31日退職予定

※エルタックスでの提出の際も「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記載してください。

特別徴収の事務の流れ



※給与受給者が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の
納期を年2回とする特例があります。

乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、略号 (a) に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。